

平成28年度事業 総合相談窓口(ブランチ)事業実施基準結果報告書

【 港南 】総合相談窓口

項目	実施基準	評価結果		自己評価 (1~5)		
		基準結果	項目結果			
運 営 体 制	職員の適正配置	・実施要領に示す有資格者を専従で一人以上配置している	○	○	4	
	必要書類の作成と 確実な提出	・包括的支援事業実施要領に基づく提出物の期日内提出	○	○	3	
	専門性の確保	・職員の研修履歴を記録し、今後の研修計画に役立てている ・市主催の職員研修に、参加している	○	○	3	
			○		3	
	緊急時の体制整備	・夜間休日も含めて緊急時に対応できるよう、連絡網を整備している	○	○	3	
	苦情解決体制の整備	・苦情受付担当者・責任者・第三者委員を利用者にわかるよう表示している ・苦情対応マニュアルの内容を全職員が理解し、適切に運用している	○	○	3	
○			3			
個人情報の保護	・利用者に関する記録の適正な保管及び開示のルールを定めている ・相談者のプライバシーを確保できる相談面接室を設置している	○	○	3		
		○		4		
業 務 別 取 組 み	高齢者支援のためのネットワーク の構築	・地域ケア会議を 2か月に1回以上、開催している	○	○	4	
		・ブランチ連絡会に、参加している	○		3	
		・地域ケア会議を開催するにあたり事前に開催目的を検討し、目的に沿って地域関係者の参加を呼びかけている	○		3	
		・地域包括支援センターと協働して、地域ケア会議から見えてきた課題をまとめている	○		3	
	総合相談	・総合相談実件数が、120人以上	○	○	4	
		・総合相談実件数のうち訪問実件数が、40%以上	○		3	
		・総合相談延件数が、600人以上	○		3	
		・総合相談延件数のうち訪問延件数が、20%以上 ・他のサービスや社会資源につないだ事例のその後の状況を確認している	○		3	
	介護予防ケアマネジメント (二次予防事業対象者把握)	・実施した基本チェックリストを基に、その方の状況に応じた支援をし必要な書類と記録を残している	○	○	3	
		・把握した二次予防事業対象者に対して、関係機関と連携し支援している	○		3	
		・二次予防事業対象者把握のための講演会等を1圏域につき年1回以上実施している(他の事業との併設も可)。	○		3	
	介護予防普及啓発	・介護予防を図るため、民生委員や地域の関係団体等に対して、普及啓発を行っている(他の事業との併設も可)。	○	○	3	
		認知症高齢者等支援	・地域関係者から認知症と思われる高齢者の相談を受け、継続的な支援ケースがある		○	3
			・専門機関から認知症と思われる高齢者の相談を受け、継続的な支援ケースがある		○	4
権利擁護・虐待防止	・認知症高齢者相談に対し、状況を把握しアセスメントのうえ適切な支援を行っている	○	○	4		
	・高齢者虐待対応について、地域包括支援センター及び区役所担当者と連携した対応記録がある	○		3		
ブランチの周知活動	・権利擁護等に関する相談に対し、適切に対応している	○	○	3		
		・地域の支援関係者に対し、ブランチ活動の理解と利用促進に取り組んでいる		○	4	
総合結果		◎				

平成28年度事業 総合相談窓口(ブランチ)事業実施基準結果報告書

【 市岡東 】総合相談窓口

項目	実施基準	評価結果		自己評価 (1~5)			
		基準結果	項目結果				
運 営 体 制	職員の適正配置	・実施要領に示す有資格者を専従で一人以上配置している	○	○	4		
	必要書類の作成と 確実な提出	・包括的支援事業実施要領に基づく提出物の期日内提出	○	○	3		
	専門性の確保	・職員の研修履歴を記録し、今後の研修計画に役立てている ・市主催の職員研修に、参加している	○	○	4		
			○		3		
	緊急時の体制整備	・夜間休日も含めて緊急時に対応できるよう、連絡網を整備している	○	○	3		
	苦情解決体制の整備	・苦情受付担当者・責任者・第三者委員を利用者にわかるよう表示している ・苦情対応マニュアルの内容を全職員が理解し、適切に運用している	○	○	4		
○			3				
個人情報の保護	・利用者に関する記録の適正な保管及び開示のルールを定めている ・相談者のプライバシーを確保できる相談面接室を設置している	○	○	3			
		○		3			
業 務 別 取 組 み	高齢者支援のためのネットワーク の構築	・地域ケア会議を 2か月に1回以上、開催している	○	○	3		
		・ブランチ連絡会に、参加している	○		3		
		・地域ケア会議を開催するにあたり事前に開催目的を検討し、目的に沿って地域関係者の参加を呼びかけている	○		3		
		・地域包括支援センターと協働して、地域ケア会議から見えてきた課題をまとめている	○		3		
	総合相談	・総合相談実件数が、120人以上	○	○	4		
		・総合相談実件数のうち訪問実件数が、40%以上	○		4		
		・総合相談延件数が、600人以上	○		3		
		・総合相談延件数のうち訪問延件数が、20%以上 ・他のサービスや社会資源につないだ事例のその後の状況を確認している	○		3		
	介護予防ケアマネジメント (二次予防事業対象者把握)	・実施した基本チェックリストを基に、その方の状況に応じた支援をし必要な書類と記録を残している	○	○	3		
		・把握した二次予防事業対象者に対して、関係機関と連携し支援している	○		2		
		・二次予防事業対象者把握のための講演会等を1圏域につき年1回以上実施している(他の事業との併設も可)。	○		3		
	介護予防普及啓発	・介護予防を図るため、民生委員や地域の関係団体等に対して、普及啓発を行っている(他の事業との併設も可)。	○	○	3		
		認知症高齢者等支援	・地域関係者から認知症と思われる高齢者の相談を受け、継続的な支援ケースがある		○	○	3
			・専門機関から認知症と思われる高齢者の相談を受け、継続的な支援ケースがある		○		3
認知症高齢者相談に対し、状況を把握しアセスメントのうえ適切な支援を行っている	○	○	3				
	○		3				
権利擁護・虐待防止	・高齢者虐待対応について、地域包括支援センター及び区役所担当者と連携した対応記録がある	○	○	3			
	・権利擁護等に関する相談に対し、適切に対応している	○		3			
ブランチの周知活動	・地域の支援関係者に対し、ブランチ活動の理解と利用促進に取り組んでいる	○	○	3			
総合結果		◎					

平成28年度事業 総合相談窓口(ブランチ)事業実施基準結果報告書

【 築港 】総合相談窓口

項目	実施基準	評価結果		自己評価 (1~5)	
		基準結果	項目結果		
運 営 体 制	職員の適正配置	・実施要領に示す有資格者を専従で一人以上配置している	○	○	3
	必要書類の作成と 確実な提出	・包括的支援事業実施要領に基づく提出物の期日内提出	○	○	3
	専門性の確保	・職員の研修履歴を記録し、今後の研修計画に役立てている ・市主催の職員研修に、参加している	○	○	3
			○		4
	緊急時の体制整備	・夜間休日も含めて緊急時に対応できるよう、連絡網を整備している	○	○	5
	苦情解決体制の整備	・苦情受付担当者・責任者・第三者委員を利用者にわかるよう表示している ・苦情対応マニュアルの内容を全職員が理解し、適切に運用している	○	○	3
○			3		
個人情報の保護	・利用者に関する記録の適正な保管及び開示のルールを定めている ・相談者のプライバシーを確保できる相談面接室を設置している	○	○	3	
		○		5	
業 務 別 取 組 み	高齢者支援のためのネットワーク の構築	・地域ケア会議を 2か月に1回以上、開催している	○	○	5
		・ブランチ連絡会に、参加している	○		3
		・地域ケア会議を開催するにあたり事前に開催目的を検討し、目的に沿って地域関係者の参加を呼びかけている	○		4
		・地域包括支援センターと協働して、地域ケア会議から見えてきた課題をまとめている	○		5
	総合相談	・総合相談実件数が、120人以上	○	○	3
		・総合相談実件数のうち訪問実件数が、40%以上	○		4
		・総合相談延件数が、600人以上	○		5
		・総合相談延件数のうち訪問延件数が、20%以上 ・他のサービスや社会資源につないだ事例のその後の状況を確認している	○		4
	介護予防ケアマネジメント (二次予防事業対象者把握)	・実施した基本チェックリストを基に、その方の状況に応じた支援をし必要な書類と記録を残している	○	○	3
		・把握した二次予防事業対象者に対して、関係機関と連携し支援している	○		3
	認知症高齢者等支援	・二次予防事業対象者把握のための講演会等を1圏域につき年1回以上実施している(他の事業との併設も可)。 ・介護予防を図るため、民生委員や地域の関係団体等に対して、普及啓発を行っている(他の事業との併設も可)。	○	○	3
		・地域関係者から認知症と思われる高齢者の相談を受け、継続的な支援ケースがある ・専門機関から認知症と思われる高齢者の相談を受け、継続的な支援ケースがある ・認知症高齢者相談に対し、状況を把握しアセスメントのうえ適切な支援を行っている	○		4
	権利擁護・虐待防止	・高齢者虐待対応について、地域包括支援センター及び区役所担当者と連携した対応記録がある ・権利擁護等に関する相談に対し、適切に対応している	○	○	4
			○		5
ブランチの周知活動	・地域の支援関係者に対し、ブランチ活動の理解と利用促進に取り組んでいる	○	○	5	
総合結果		◎			